年　月　日

倫理審査申込書(変更追加【一括審査機関追加等】)

※前回申請時より変更のある個所は強調(色字、ハイライト、太字等の表示)してください。

※研究代表者宛に審査結果通知書を送付いたします。

京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院

医の倫理委員会委員長　殿

　研究代表者　所属：

職名：

氏名：

(研究倫理教育研修受講歴)

受講講座名：　　　　　　　　　　有効期間：　　年　　月　　日迄

下記、新規申請について、京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院

医の倫理委員会へ倫理審査等業務を委託いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究課題名 | |  |
| 研究の種類 | | □介入研究　□観察研究　□ヒト遺伝子解析研究 |
| 研究実施形態と  一括審査希望の有無 | | □多機関共同研究：京都大学での一括審査を希望  □多機関共同研究：一部研究機関について一括審査希望  □単施設で実施する研究 |
| 実務担当者  連絡先 | | 氏名：　　　　　　所属：　　　　　　　　　　　　職名：  E-mail:　　　　　　　　　　　　　　　電話： |
| 研究内容の概要  (150字以上200字以内) | |  |
| 誓約 | | 別紙【誓約事項について】に掲載されている、誓約内容を熟読し、審査委託にあたりその宣誓内容に従うことを➡　□誓約する　□誓約しない  (一括審査ウエブサイトにも掲載しております) |
| 本委員会へ申請する理由 | | ※自機関の倫理委員会ではなく、本学へ申請される理由をお書きください。 |
| 研究対象者への同意取得手続き | | (1．2．にそれぞれ該当する項目にチェックを入れて回答)  1．同意取得方法  □インフォームド・コンセント（□紙媒体文書　□電磁的文書)  □オプトアウト（□紙媒体掲示　□電磁的掲載）  □その他：（　　　　　　）  2．直接的に同意取得する者  □各機関(共同研究機関)の共同研究者**※1**  □研究代表者  □共同研究機関においては共同研究者＋研究協力機関**※2**においては研究代表者 |
| 施設要件  (代表機関) | 1)規程・手順書の有無 | □研究の進捗状況や中止終了を報告する体制  □重篤な有害事象に対して研究者等が実施すべき事項(侵襲のある研究のみ)  □研究対象者等に関する情報の漏えいが起こらないよう必要な措置を講じることのできる組織・体制  □相談等の窓口の設置に関する規程または手順書(ない場合、組織内での申し合わせによる設置済でも可)  □上記手順書のいずれかがない場合、不足分を京都大学の規程・手順書を準用する |
| 2)利益相反管理 | □自機関で管理している(あれば利益相反審査結果を添付提出)  □その他( |
| 3)倫理  教育体制(どちらかにﾁｪｯｸ) | □自機関で教育・研修を設けている  □外部のe-learning等の受講を義務付けている |
| 施設要件  (追加機関及び前回から変更のある機関対象)  **※1** | 1)規程・手順書の有無 | □研究の進捗状況や中止終了を報告する体制  □重篤な有害事象に対して研究者等が実施すべき事項(侵襲のある研究のみ)  □研究対象者等に関する情報の漏えいが起こらないよう必要な措置を講じることのできる組織・体制  □相談等の窓口の設置に関する規程または手順書(ない場合、組織内での申し合わせによる設置済でも可) |
| 2)利益相反管理 | □自機関で管理している(あれば利益相反審査結果を添付提出) |
| 3)倫理  教育体制(どちらかにﾁｪｯｸ) | □自機関で教育・研修を設けている  □外部のe-learning等の受講を義務付けている |
| 4)その他 | □上記のチェックができない共同機関がある。  ↓（ある場合、以下を記入。複数機関ある場合はすべて記載)  機関名：  研究実施上どのように対応するのか： |
| 申請前の  確認事項 | | □全分担研究者等に計画書遵守を周知・徹底させている。  □全分担研究者等に研究倫理関連の教育研修受講を把握している。  □研究者間の連携・連絡体制が整っている。  □研究に係る健康被害に対する補償措置を講じている。(介入研究のみ)  □健康被害等緊急時の体制を整えている。(介入研究のみ)  □試験薬・機器の管理体制を整えている。(介入研究のみ)  □遺伝カウンセリング体制を整えている。（遺伝子解析を含む研究） |
| 備考 | |  |

**※1「共同研究機関」**：研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関（当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。）をいう。

**※2「研究協力機関」**：研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う試料の取得は除く。）、研究機関に提供のみを行う機関をいう。